

ケーブルプラス電話 利用規約

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求などに関する規約

第1条 規約の適用

本規約は、福井ケーブルテレビ株式会社、さかいケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」という）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」という）の提供を受ける者（以下「契約者」という）との間における設備の設置、料金の請求などについて適応されます。

2. 当社およびKDDIがホームページ、その他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 契約約款及びプライバシーポリシーの承認

契約者は、本規約を承諾するとともに、ケーブルプラス電話約款、KDDIプライバシーポリシー、当社プライバシーポリシーを承諾するものとする。

第3条 契約の成立

当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話の申込があったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申込を承諾しないことがあります。

- 1) ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、または保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申込をしたものが、ケーブルプラス電話に係る料金（以下「電話サービス料金」という）または工事に関する費用（以下「工事費」という）などの支払いを怠る恐れがあるとき。
- 3) 申込書の記載事項に、虚偽、不備（名義、捺印、記入漏れ等）がある場合。
- 4) 加入申込者が未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
- 5) 料金などの支払い方法について当社が定める方法に従って頂けないとき。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 7) 申込者が当社のケーブルテレビサービスまたはインターネットサービスまたはケーブルフォンサービスを契約したことがあり、その契約約款に違反したことがあるとき。

3. 当社は本人および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第4条 加入申込の撤回等

加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回を行うことができます。

2. 前項の規定による加入申込の撤回は、前項の文書を当社が受領したときに、その効力を生じます。

3. 加入契約後、引込工事、宅内工事などを着工済み、または完了済みの場合には契約者はその工事費の全てを負担するものとします。

第5条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申込をしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。

その工事および保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社または当社が指定する業者が行うものとします。契約者が設備の移設工事を申し込んだ場合も同様とします。終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2. 契約（あるいは申込）が撤回され、または契約が解除された場合、当社は契約者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事に係る施工部分、および終端装置などを撤去します。

3. 前項の場合、契約者は工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構築物などの回復を自己の負担にて行うものとし、当社はその復旧について一切の責任を負いません。なお、終端装置を当社に返却がない場合は、当社が別に定める損害金を請求します。

第6条 契約者の履行義務

電話接続回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内などに置いて、当社が電話接続回線、屋内配線および終端装置などの設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

2. 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行うために、必要があるときは契約者の承諾を得て契約者が所有、または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、これら及び電気・水などを無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは破損し、または線条その他の導体接続をしないこととします。契約者は故意または過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条第3項で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社、およびKDDIの設備の修理、または対応（以下「サポート」という）のための手配を行います。但し、利用環境・容態および申告の時間帯などにより対応できない、または対応の時間を要する場合があります。

3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、ならびに当社、またはKDDIの責に帰すことのできない事由により、契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 KDDIに係る債権の譲渡等

当社は、契約者に、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9条 料金

第5条に定める工事費は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。また、電話サービス料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによりします。

第10条 請求と支払いなど

契約者は、毎月の電話サービス料金および工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。

3. 契約者は、当社が電話サービス料金および工事費などの収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

第11条 当社が行う契約の解除

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 1) 電話サービス料金または工事費など、その他の債務について支払期日を経過しても、なお支払わない、または支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約内容に虚偽の記載があった場合及び、料金等の支払い方法を当社の定める方法に従って頂けないとき
- 3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解しもしくは破損し、またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化など、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により、当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でケーブルプラス電話接続回線の設置ができないとき。
- 5) 本規約またはKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条 解約

契約者は、ケーブルプラス電話を解約するときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき当社に申し出るものとします。

2. 番号ポータビリティ制度を利用している契約者がケーブルプラス電話を解約するときは、契約者は当社への解約申し出の前に他社への番号ポータビリティ手続きを完了しておくものとします。なお、他社との契約に伴い発生する費用については、すべて契約者負担とします。

3. ケーブルプラス電話を解約する場合、契約者は利用料を解約日の属する月分まで支払うものとします。

第13条 免責

当社は保守管理の必要上、または天災等によりケーブルプラス電話の一時中断をすることがあります。その場合、損害賠償には応じないものとします。また、契約者はその一時中断中の利用料の支払い義務を要するものとします。

第14条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によりします。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第15条 債権の保全

当社が第8条（KDDIに係る債権の譲渡）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第16条 債権回収代行会社などへの回収業務の委託

契約者が料金、工事費その他債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社への債務の回収業務を委託する場合がありますことを契約者は予め承諾するものとします。

第17条 紛争の処理

ケーブルプラス電話について、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第18条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

別表

〔工事費〕

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	CATV既加入者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV未加入者	新規工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

〔損害金〕

区分	単位	料金額
終端装置	1台毎	10,000円(税別)

注：機器等の紛失および管理不能による場合にも適用します。